

身体拘束廃止に関する指針

第1条 基本理念

1. 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。介護老人保健施設ジョイウェルス桔梗（以下「施設」という）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人1人が身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、利用者または他の利用者の行動を制限する行為は行わないケアの実施に努める。
2. 施設では身体拘束廃止に関し、次の方針を定め、常に施設内に周知徹底させ、身体拘束ゼロを目指す。
 - (1) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指し、施設内が一丸となって身体拘束防止に取り組む。
 - (2) 利用者の人格を尊重し、すべての職員が身体拘束防止に関して共通の認識と行動を持つように努める。
 - (3) 事故が起きない環境を整備し、柔軟な応援体制を確保する。
 - (4) 常に代替的な方法を考え、やむを得ず身体拘束を行う場合は、極めて限定的に行う。

第2条 基本方針

1. 身体拘束の原則禁止
当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。
2. 緊急やむを得ない場合の例外（3原則）
利用者の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることを原則とするが、例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。
 - (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
 - (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替の方法がないこと
 - (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことが必要

第3条 身体拘束廃止委員会の設置

1. 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、施設内に身体拘束廃止委員会（以下「委員会」という）を置く。
2. 委員会は、毎月1回開催し、利用者に対する身体拘束廃止及び緊急やむを得ない場合の身体拘束の必要性について検討・協議し決定する。
3. 委員会は、施設長、事務長、看護師長、看護職員、機能回復訓練士（PT.OT等）支援相談員、介護支援専門員、管理栄養士、介護職員をもって組織する。
委員長は、施設長がこれにあたる。
4. 委員会は、職員に対し身体拘束廃止に関する研修指導を適宜行う。
5. 各種マニュアル、様式等の見直し及び追加。

第4条 身体拘束その他の行動制限について

1. 利用者が前条における要件をすべて満たしていると委員会が判断した場合は、遅滞することなく、委員長は、職員に対し次の内容を指示する。
 - (1) 利用者又は家族へ連絡し、身体拘束に関する説明書に基づいて利用者又は家族に対し詳細な説明を行う。
 - (2) 利用者又は家族の了承を得た上で利用者に対して身体拘束その他の行動制限が行われる場合は、利用者の様態、時間及び心身の状況を記録する。
 - (3) 身体拘束その他行動制限が行われている場合は、解除することを目標において、緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録に基づき継続的なカンファレンスを行う。

第5条 身体拘束廃止、改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- (1) 定期的な教育・研修の実施（年2回）
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施